

市町村名	和気町
担当部署	総務部 まち経営課
連絡先	0869-92-4589
移住サイト 又はHP	https://www.town.wake.lg.jp/wakesum/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	和気町お試し住宅・岩戸(戸建てタイプ)・福富(アパートタイプ)	町が空き家を借り上げ一定期間滞在ができる住宅を整備し、移住希望者に貸し付けることにより、移住を促進することを目的とします。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を希望する方(転勤・通学・婚姻等による転入予定ではない方) (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (5)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (6)暴力団員でない方 (7)和気町のお試し住宅を体験したことがない世帯の方 (8)補助対象者またはその配偶者が18歳以上60歳未満の方または中学校卒業までの子供を扶養している方 (9)和気町に来町し、移住推進員等と移住相談を行ったことがある方	○料金 利用料金は1日1,000円 ○期間 貸付期間は原則として14日間以上60日以内とし、特別の理由があると認めたときは、1度に限り延長することができる(延長は60日以内)。
お試し暮らし等	移住希望者滞在費補助金	町内への移住を目的として住居や仕事を探すなどの活動を行うため滞在する者に対し、滞在費の一部を補助することにより、移住者の増加を図ることを目的とする。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を目的とする活動のために、町内の宿泊施設を利用する方 (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (5)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (6)暴力団員でない方 (7)補助対象者及びその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方 ○移住を目的とする活動について (1)和気町への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動 (2)移住のために和気町の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動 ※1泊から補助対象活動とする	○補助率等 (1)宿泊料の3分の2以内 (2)1泊あたり、1人4,000円を上限とする (3)1回の滞在期間につき、2泊まで対象 (4)交付は1世帯あたり、5回(最大10泊)を限度とする
お試し暮らし等	移住活動用自動車の貸出	和気町への移住希望者が移住活動を行うための自動車を無料で貸出する。 ○対象者 次の要件にすべて該当する者 (1)移住活動を行う移住希望者又は移住者であること。 (2)年齢が満21歳以上であること。	○貸出料金 無料 ○燃料費 自己負担
起業	創業塾	「これまでの経験を活かして開業したい」「自分のアイデアを形にして起業したい」などの夢を実現したい方に対して、事業を始める前に用意しておくことや身に付けておくべき経営知識について学ぶことのできる「創業塾」を開催します。	備前市、瀬戸内市、和気町が合同で開催。 ○対象 管内で創業を目指す方 創業して間もない方(5年以内)
起業	和気町創業奨励金	和気町内で新たに創業された方へ、創業奨励金(一律10万円)を交付 ○対象者 町が実施する特定創業支援等事業(創業塾)の受講を修了し、修了したことの証明を受けた方で、和気町内で新たに創業してから1年以内の方。または、和気町内で新たに創業した年に、町が実施する特定創業支援等事業(創業塾)の受講を修了し、修了したことの証明を受けた方。 (注意)和気町創業奨励金の交付は、同一の対象者について1回限り	創業奨励金(一律10万円)を交付
起業	チャレンジ店舗	JR和気駅前にある「エンターウェ」では、飲食業や小売業、サービス業等を将来起業したい方がお試しで利用できる多目的な施設を運営しています。本格的な出店前のプレ店舗として活用することができます。	○施設管理及び運営 和気商工会 ○対象者 和気商工会員及び町内で創業予定者等 ※詳細は、和気商工会(0869-93-0522)まで
就農	和気町農林業振興対策事業	新規就農者に対し、借家の賃借料補助や施設設備にかかる費用を補助することによって、新規就農者の確保及び育成することを目的とします。 就農支援(農業体験・実務研修)を受ける場合は就農時50歳未満で、なす・ぶどうに限ります。	①借家賃貸料金の補助 賃貸料の1/2を12か月間助成(上限30千円/月) ※就農計画を認定されていることが条件 ②就業奨励金の支給 1人5万円(就農時39歳以下) ③施設・設備の補助 資材費の1/2助成(上限1,000千円)

住宅	和気町空き家情報バンク制度	和気町への定住人口の増加と地域の活性化を図るため、和気町内に存在する空き家についての情報提供から入居決定までの支援を行うとともに、入居者が地域活動に安心して参加できる環境づくりなどの支援を行う。	
住宅	空き家片付け推進事業補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家の家財道具等を処分しようとする者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1) 空き家の所有者、購入者、賃借する方で、双方が3親等以内の親族でない方 (2) 空き家バンクを通じて売却または賃貸するまでの間継続して3年以上空き家バンクに登録する意思を有する方、または片付けた空き家に3年以上定住する意思を有する方 (3) 町税等に滞納のない方 (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方 (5) 暴力団員でない方	○補助金額 ・2分の1 ※補助金の上限額:10万円 ○補助対象事業 ・対象空き家における家財道具等の処分及び搬出等
住宅	和気町空き家改修補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家を改修して移住を希望する者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1) 和気町の住民基本台帳に登録されていない、又は記録されて1年を経過しない方 (2) 町外に3年以上居住している、又は居住していた方 (3) 補助対象者又はその配偶者が18歳以上60歳未満の方又は、就学前、就学中の子供を扶養している方 (4) 空き家を購入又は賃借した方 (5) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方 (6) 改修した空き家に10年以上定住する意思のある方 (7) この補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない方 (8) 自らの負担で空き家の改修をしようとする方 (9) 空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過していない方	○補助金額 ・県内移住者:改修費の3分の1 ※補助金の上限額:一般世帯60万円、子育て世帯120万円 ・県外移住者:改修費の3分の2 ※補助金の上限額:一般世帯120万円、子育て世帯240万円 ○補助対象事業 ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修 ・内装、屋根、外壁等の改修 ・その他適当と認められる改修工事 ○その他 ・補助対象工事は、施工業者を利用して、補助金の交付決定後に着手し年度末までに完了することができる改修工事で、当該工事に要する経費が10万円以上のものとする。 ・原則として施工業者は、町内に事業所等を有する法人及び個人事業者に限る。
住宅	和気町住宅リフォーム助成事業	町内産業の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上に寄与するため、居住している一般住宅を町内の施工業者の施行によるリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。 ○対象者 ・町内に住民登録をしている方 ・当該住宅に居住している方 ・町税を滞納していない方 ○補助対象住宅 ※新築は対象外とする ・居住の用に供する建築物 ・店舗などとの併用住宅は、自己居住用部分のみ ○補助対象工事 ・町内の施工業者が施行するリフォーム工事であって、見積書及び領収書が町内の住所で発行される工事 ・申請後、町が補助金の交付決定後に着手した工事 ・補助を受けようとするリフォーム工事について、町の他の補助制度等と重複しない工事 ・住宅の修繕、補修、模様替え、一部改装、増築などの工事	○補助金額 30万円(税抜)以上の補助対象リフォーム工事に要する金額の10% ※補助金の上限額:20万円
住宅	定住促進に係る固定資産税の課税免除	○目的及び内容 若者及び子育て世帯の定住促進を図るため、新築住宅又は中古住宅の取得に係る固定資産税(家屋)の課税を免除します。 ○対象者(下記のどちらかの要件を満たしていること) ・申請時に所有者が40歳未満であること。(ただし、所有者が40歳以上の場合でも、同居の配偶者が40歳未満であれば対象) ・申請時に就学前及び就学中(0歳から15歳)の子供を扶養していること。	新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して5年度を限度として、家屋に係る固定資産税を免除もしくは軽減する。 ※課税免除の額は、新築住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額のうち、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の7第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。 ※中古住宅に対する課税免除の額は、中古住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額の2分の1とする。
住宅	木造住宅の耐震診断・改修補助制度	地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和56年5月31日以前の古い基準で建てられた木造住宅(地上階数2階建て以下)の所有者が実施する耐震診断(現況診断と補強計画)、耐震改修工事の経費に対して、町が費用の一部を補助します。町へ申し込んだ後、建築士事務所協会から木造住宅耐震診断員が派遣されます。 STEP 1: 耐震診断(現況診断) STEP 2: 耐震診断(補強計画) STEP 3: 耐震改修工事	
子育て	不妊治療支援	不妊治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療の支援を行っています。 ○対象者 (1) 申請の日において、和気町に住所を有し、かつ、申請日から1年以上和気町に住所を有する予定の夫婦 (2) 専門医に不妊症と診断され、その検査・治療を受けられた方	不妊症治療費(本人負担額)の年額20万円を限度に補助 ※保険適用の治療の場合、保険給付額を除く ※保険適用外の先進医療や、自由診療も対象とする

子育て	不育治療支援	1年以上町内に住所を有し、不育症のためこどもを持つことが困難な夫婦に対し、医療保険対象外の不育治療を受けた場合において、その治療費等の一部を助成します。 ○対象者 下記の1.～4.のいずれにも該当する場合が対象者になります。 (1) 社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関において当該専門医により不育症と診断され、その治療行為を行っていること。 (2) 助成金の申請日において、町内に1年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (3) 助成金の申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯員に町税の滞納がないこと。 (4) 夫と妻の前年の所得合計が730万円未満であること。	不育症治療費の一部 (1年度あたり30万円、1対象者あたり150万円を限度)
子育て	風しん予防接種費用助成	妊娠早期に風しんに感染すると、生まれてくるお子さんが「先天性風しん症候群」に罹患する可能性が高いため、これから妊娠を予定されている方やその同居家族等を対象に風しんワクチン接種費用を1人1回限り全額助成します。 ○対象者 和気町に住所を有し、19歳以上50歳未満の下記の1.2.のいずれにも該当する方 (1) 妊娠を予定または希望している女性とその同居家族 (2) 現在妊娠している女性の同居家族	風しんワクチン接種費用 全額助成(1人1回限り)
子育て	妊婦支援給付金	安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援とあわせて、支援給付金を給付します。 【1回目】母子手帳を受け取られた後に、出産の準備として支給 ○対象者 和気町に住所があり、妊娠の届け出手続きをされ妊婦面接を受けられた妊婦さん 【2回目】出産予定日の8週間前になると、子育て応援として支給 ○対象者 和気町に住所があり、出産予定日の8週間を経過した妊婦さん	○支給額 【1回目】妊婦ひとりあたり5万円 【2回目】胎児1人あたり5万円
子育て	新生児出産祝金支給事業	町内に住所を有し、和気町で出産・育児をされる方を対象に出産祝金を支給します。 ○対象者 (1) 和気町に出生の1年以上前から継続して町内に住所を有し、また、出産後引き続き町内に1年以上居住する意思があること。 (2) 新たに出生した子(出生して最初に記載される住民基本台帳法に基づく住民票の住所が和気町である者に限る)の養育者	○支給額 出生した子ひとりにつき10万円
子育て	産後ママあんしんケア事業	出産後、自宅に戻った後にも助産師、指定の医療機関等からケアを受けることができます。ケアの費用は町が一部負担します。対象は町内に住所がある出産後12か月以内の母と乳児です。ケアの内容は母の要望、乳児の状態に合わせて実施します。 (1) 家庭訪問型(2時間/回) □ (2) 宿泊型(1泊2日《昼夕食3食付》) □ (3) 通所型(1日《昼食付》) □	○支給額 (1) 全額 (2) 1回(1泊2日)上限2万円 (3) 全額
子育て	乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度	子どもの健康な発育・発達を願って、子どもの医療費の自己負担金(保険診療分)が支給されます。 ○対象者 和気町に居住する0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等(18歳到達後、最初の3月末まで有効)	自己負担額が無料 ※保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について
子育て	おむつ購入サポート	町内在住の0歳から3歳までの児童について、おむつとおしりふきを無償提供します。	にこにこ園(認定こども園)にて無償提供 自宅保育の場合は、1ヶ月に1バック支給
子育て	タクシー利用助成	和気町在住の妊産婦(母子手帳交付日から出産予定日の1年後まで)を対象に、町の指定する事業所のタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。	1冊5,000円分のチケットを2,500円で購入可(半額助成) ※購入制限・・・1人6冊まで
子育て	日常生活用品買い物支援	注文した商品をご自宅へお届けする「おかやまコープ」と連携し、和気町が実施する買い物困難者への補助事業です。宅配サービスの配送手数料を助成し、日常生活用品の買い物を支援するとともに、業者による見守りも行います。 ○対象世帯の要件 75歳以上で、運転免許証を持たない方のみの世帯 身体障害者手帳または精神福祉手帳の1級・2級所持者の属する世帯 療育手帳A所持者属する世帯 未就学児童の属する世帯	おかやまコープの個別配送手数料を後日返金
子育て	幼児2人同乗用自転車レンタル事業	子育て中の家庭に対して、幼児2人同乗用自転車のレンタル事業を実施します。 ○対象者 次の全てに該当する方 (1) 和気町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録がなされている方 (2) 年齢が満16歳以上で、身長が155cm以上の方 (3) 満1歳以上小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育している方	○利用料 無料(維持管理費は自己負担) ○利用期間・・・1年間

子育て	保育料・給食費の無償化・減免(補助)制度	子育て世代の経済的負担を軽減するため、和気町立保育園・幼稚園に通う町内の園児の保育料・給食費等に係る料金の無償化・減免を実施します。 ○対象者 (1)保護者と園児の住民票が和気町にあり居住している方。 (2)町税等に滞納がない方。	【3～5歳児クラス】 ○保育園保育料・幼稚園使用料の無料化 ○預かり保育利用料3,000円／月(但し、施設等利用給付認定を受けた場合は無料) ○年収約360万円未満の世帯の子どもの副食費の減免 ○年収約360万円以上の世帯で第3子以降の子どもの副食費の減免 ○生活保護法による被保護世帯・町民税非課税世帯でひとり親または在宅障害児(者)のいる世帯の給食費補助 【0～2歳児クラス】 ○住民税非課税世帯の保育料無料化 ○所得割課税額57,700円未満の世帯の第2子半額・第3子以降無料 ○所得割課税額57,700円以上の世帯の未就園児以下の子どもから数えて、第2子半額・第3子以降無料 ○所得割課税額77,101円未満でひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の第1子半額・第2子以降無料 ※延長保育料・一時預かり保育料・その他雑費は対象外。 ※保育料は、保育料算出に係る世帯の町民税の所得割課税額と、子どもの年齢(クラス)により異なります。(0～40,000円)
子育て	小・中学校の給食費無償化	和気町内の小・中学校の給食費が無償化されます。	世帯収入に関わらず、すべての児童・生徒の給食費が無償
子育て	和気町公営塾	地域の教育環境を改善し、こどもたちに平等な学習機会の提供と学校外での居場所づくりの創出を行います。 ○対象者 町内在住の小学5年生～中学3年生 ○実施内容 英会話レッスン、英検・受験対策、プロジェクト活動、自習サポート(全教科)	受講料無料
その他	結婚新生活支援事業費補助金	和気町で新婚生活をスタートする新婚世帯を支援することを目的に引越に係る費用を助成する。 ○対象となる世帯 ・令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、和気町に住民票がある世帯。 ・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下であること。 ・世帯の前年分の所得額の合計が500万円未満であること。 ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・夫婦ともに和気町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。	○対象となる経費 ・新規の住宅賃貸費用 ・新規の住宅取得費用 ・結婚に伴う引越し費用 ・リフォーム費用 ○補助率 10/10 ○助成金の上限額 夫婦共に29歳以下 60万円 それ以外 30万円
その他	こどものアレルギー対策	(アレルギー対策について) 各学校・園では、アレルギー疾患のある生徒・児童の学校・園生活をより安心して安全なものにするため、入学・入園・転入時に生徒・児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握することを目的に「アレルギー疾患に関する調査」を実施しています。調査の結果、アレルギー疾患があり配慮を必要としているお子様には、詳しく状況を把握し面談を実施しています。 (アレルギー疾患のある生徒・児童の給食対応について) 小学校・中学校では、アレルギー疾患のある生徒・児童について除去食や代替食による対応は実施していません。弁当を持参していただきます。幼稚園・保育園については、可能な範囲で除去食や代替食の対応をしています。	
その他	移住支援金	東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体が、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して移住者に対し支援金を支給する。 ○対象者 東京23区内に在住・在勤・通学者で、和気町に移住して岡山県のマッチングサイトを利用して就業又は起業又は移住元の仕事をテレワークで行う者を支給対象とする。 その他要件については、要綱に記載。	○支援金額 単身での移住の場合：60万円 世帯での移住の場合：100万円